

令和 6 年度 第 2 回

稻沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

## 資料目次

1 稲沢市国民健康保険事業基金の設置及び管理に関する条例の改正について

1 頁

稻沢市国民健康保険事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

No.1

国保年金課

現	行	改	正	後
<p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、<u>毎年度の剩余金の範囲内で</u>稻沢市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めた金額とする。</p>		<p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、稻沢市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めた金額とする。</p>	<p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

### 国民健康保険事業基金積立状況

年度	日付	新規積立額	取崩額	積立額
平成8年度	H9.3.31			425,653,289円
平成11年度	H12.3.31		62,328,000円	363,325,289円
平成13年度	H14.3.29	62,328,000円		425,653,289円
平成17年度	H17.4.1	79,159,000円		504,812,289円
	H17.4.1	48,057,494円		552,869,783円
平成19年度	H20.5.30		120,000,000円	432,869,783円
平成21年度	H22.5.31		130,000,000円	302,869,783円
平成22年度	H23.5.31		0円	302,869,783円
平成23年度	H24.5.31		0円	302,869,783円
平成24年度	H25.3.31	250,000,000円	0円	552,869,783円
平成25年度	H26.3.31	200,000,000円	0円	752,869,783円
平成26年度	H27.3.31		0円	752,869,783円
平成27年度	H28.3.31		0円	752,869,783円
平成28年度	H29.3.31		0円	752,869,783円
平成29年度	H30.3.31		0円	752,869,783円
平成30年度	H31.3.31		0円	752,869,783円
令和元年度	R2.3.31		100,000,000円	652,869,783円
令和2年度	R3.3.31		80,000,000円	572,869,783円
令和3年度	R4.3.31		60,000,000円	512,869,783円
令和4年度	R5.3.31		0円	512,869,783円
令和5年度	R6.3.31	14,346,600円		527,216,383円
令和5年度	R6.3.31		200,000,000円	327,216,383円

## ○基金の保有額の目安

Q. 基金はどのくらい保有しておかなければなりませんか（ルールはありますか）？

A. 基金の保有に関しては、明確なルール（法律や条例など）はありません。また、現在（都道府県単位化後）は、財源不足が起きた際、県から一時的に借入れも可能です。しかし、借入れを行うと、県に返済計画を提出して期限内に返済することになり、税率を上げる必要が生じます。加入者の負担が急激に増えることを避けるため、本市では基金を保有しておくことが望ましいと考えています。

保有額については、過去、国からの通知で示された目安（保険給付費の5%相当）を参考にしています。

### ★本市における保険給付の過去3カ年平均の5%相当額

令和3年度	8,605,849,069円	] (3カ年平均) 8,368,942,727円×5%＝418,447,136円 ≒4億円
令和4年度	8,352,989,854円	
令和5年度	8,147,989,259円	

### 【過去の通知】

#### ◆ 平成11年度国民健康保険の保険者の予算編成について

[保険発第18号 平成11年3月1日付 厚生省保険局国民健康保険課長通知]

#### (六) 基金積立金

ア 国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から基金の保有額については、過去3カ年間における保険給付費（老人保健拠出金を含む。）の平均年額の五パーセント以上に相当する額を積み立てること。

また、財政上の理由から上記基準に達していない保険者にあっては、少なくとも三カ年程度の計画をもってこの目標を達成するよう所要の額を基金積立金として計上すること。

イ 略